

山口県知事 村岡嗣政 様  
山口県議会議長 柳居俊学 様

## 山口県県議会議員政務活動費に関する提案 その2

平成 29 年 10 月 10 日  
岩国を守る会 “風”  
南部博彦 津田利明 小中幹男  
片山清勝 稲生 慧

はじめに

これまで行ってきた質疑応答を通して、県会議員の政務活動費の使途の適否を議会事務局で確認し是正が行われているとの説明があり、一定の理解ができる点もありましたが、実態は権限がないため確認にとどまっているとの印象が拭えませんでした。

全国では、不正が繰り返し起きており、制度を変えても一向に改まる気配がないのが実態と思われまます。それは、都合良く使えるように使途の規制に厳格性がなく、罰則もありません。議員の良心に頼るしかないわけです。

そこで、私たちの調査結果に基づき次のような提案をさせていただきます。ご検討いただきますようお願いいたします。

### 提案

#### 1. 政務活動費を山口県のホームページに公開すること。

収支報告書と使った費用の領収書および政務活動を行った実績の報告書等の活動記録を公開する。

#### 2. 政務活動費の使途の事前登録を行うこと。

支払先の透明性は重要である。自動車・事務所・人件費（事務員、作業員）等の支払先を事前に登録すること。

#### 3. 事後支払に変更すること。

①使途が適正であるかどうかを確認しやすくなる。

②人件費、自動車のリース代、事務所費は受け取り者が県に請求し、県が直接支払う方式にする。

#### 4. 政務活動費の使途の監査は、利害関係の無い第三者が行うこと。

- ①弁護士または会計士から数名を選任し監査機関にする。選任は知事部局が行う。
- ②県議会や知事部局から独立した機関とし、調査権限を付与する。
- ③監査費用は、各議員の政務活動費の中から支出する。
- ④監査費用は、監査を要した時間数に応じて支出する。(わかりやすく、丁寧な資料を準備し監査時間が短くなるよう工夫する。)
- ⑤知事部局は、監査機関が適切であると通知があったものについて支払いをする。

5. 政務活動費収支を帳簿および政務活動記録簿（車両運行記録簿）等に記載し、保存を義務化する。

6. 提出書類の保存の義務化

- ①保存期間を設ける。
- ②議員は監査機関の求めがあれば、いつでも、記録簿の開示、閲覧に応じなければならない。
- ③市民団体または個人から、県に政務活動費の監査を目的に開示請求が申請され、県が認めれば、請求に応じなければならない。

7. 車両リースの政務活動費による負担は廃止する。

廃止提案の理由

- ①名古屋高裁の判決がある。(2015年12月24日)
- ②車両リースをしている議員は、平成27年度が13名、平成28年度が15名で、増加傾向にあり、中には高級車もあり都合の良い制度であることが窺える。
- ③議員の3分の2強は自家保有車で活動している。
- ④平成26年の世帯当りの自家用車台数は、山口県は1.227台(全国でも1.069台)の統計データがあり、1台あれば十分で車両リースの必然性がない。